

和福障第13号  
令和3年4月2日  
(2021年)

障害児通所支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓  
(公印省略)

令和3年度報酬改定等に係る基本報酬及び加算の届出について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和3年度報酬改定において基本報酬や加算の見直しが行われましたので、以下のとおり届出を行ってください。

1. 提出期限 **令和3年4月15日(木) 必着**

2. 提出方法 郵送または持参  
※新型コロナウイルス感染防止のため可能な限り郵送での提出をお願いします。  
※本通知による届出書類は、和福障第3665号による届出書類(従業者の員数等の報告)とあわせて提出してください。その際、重複する書類は省略していただいかまいません。

3. 届出について

(1) 対象事業所

児童発達支援(センター含む)、放課後等デイサービス

(2) 届出が必要な事業所

<基本報酬関係>

すべての放課後等デイサービス事業所(「通所加算別紙2」を含む必要書類を提出)

<加算の見直し関係>

児童指導員等加配加算を算定している児童発達支援、放課後等デイサービス事業所  
(「児・センター加算別紙3」または「通所加算別紙4」を含む必要書類を提出)

<その他>

上記以外の加算等について、令和3年4月1日から変更が生じる事業所

(3) 提出書類について

別添の「加算等の届出に必要な書類一覧」で必要書類を確認し、以下の市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード (ページ番号 1024651)

[http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/shinseisyo\\_dl/1000409/1000387/1024651.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/shinseisyo_dl/1000409/1000387/1024651.html)

4. 留意事項

当該届出により、令和3年4月から遡及適用となるのは、前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算のみです。前年度実績に基づかない加算（例：福祉専門職員配置等加算）については、通常通りの取扱いとなります。

★加算等の算定される単位数が「増える」場合  
届出が月の **15 日以前**に行われた場合…翌月から算定開始  
届出が月の **16 日以降**に行われた場合…翌々月から算定開始

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市福祉局社会福祉部

障害者支援課 事業所指定担当

Tel : 073-435-1060 Fax : 073-431-2840

Mail : shogaishashien@city.wakayama.lg.jp